

被爆者ハンドブック



はじめに

昭和20年8月に広島市と長崎市に投下された原子爆弾によって被害をうけた、いわゆる被爆者の方々の数は、平成26年3月31日現在、全国で19万2,719人となっています。被爆者の方々に対する援護施策としては、これまで、昭和32年に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が施行され、国の負担によって健康診断や医療をうけられる制度が設けられるとともに、昭和43年には、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が施行され、被爆者の方々の状況に応じて健康管理手当などいろいろな手当が支給されてきました。

平成6年には、被爆後50年のときを迎えるに当たり、恒久の平和を念願するとともに、被爆者に対する保健、医療および福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾死没者の尊い犠牲を銘記するため、これらの二つの法律を一本化して「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号)が制定され、平成7年7月1日より施行されています。

このハンドブックは、この法律による給付などをうけるにはどのような手続が必要かをわかりやすく示したものです。

はじめに	
被爆者とは	5
被爆者健康手帳のもつ意味	6
原爆症認定制度とは	7
健康管理について	10
医療の給付とは	11
・認定疾病に対する医療の給付	11
・一般疾病に対する医療の給付	12
・本人が医者にかかった費用を支払った場合の取扱い	13
・一般疾病に対する医療の給付をうけることのできない場合	15
各種手当とは	16
・医療特別手当	18
・特別手当	19
・原子爆弾小頭症手当	20
・健康管理手当	21
・保健手当	23
・介護手当	25
・葬祭料	27
・以上のほか被爆者がうけられる制度	28
介護保険と被爆者	29
健康診断の特例措置	31
在外被爆者について	33
参考	35

被爆者とは

被爆者とは、次の3つのいずれかに該当する人で被爆者健康手帳を所持している人をいいます。

この被爆者健康手帳は、居住地の都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に申請して交付をうけることになっています。

- (1) 原子爆弾が投下された際、広島にいた人の場合は、当時の①広島市内 ②安佐郡祇園町 ③安芸郡戸坂村のうち、狐爪木 ④安芸郡中山村のうち、中、落久保、北平原、西平原、寄田 ⑤安芸郡府中町のうち、茂陰北 において直接被爆した人と、その当時その人の胎児であった人。
長崎にいた人の場合は、当時の①長崎市内 ②西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷、小江原郷 ③西彼杵郡長与村のうち、高田郷、吉無田郷 において直接被爆した人と、その当時その人の胎児であった人。
- (2) 原子爆弾が投下されてから2週間以内（広島にあっては昭和20年8月20日まで、長崎にあっては同年同月23日まで）に、救援活動、医療活動、親族探し等のために、広島市内または長崎市内（爆心地から約2キロメートルの区域内・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令別表第二に示される区域）に立ち入った人（入市者ともいいます。）と、その当時その人の胎児であった人。
- (3) そのほか多数の死体の処理、被爆者の援護等に従事したなど、身体に放射線の影響をうけるような事情の下にあった人と、その当時その人の胎児であった人。



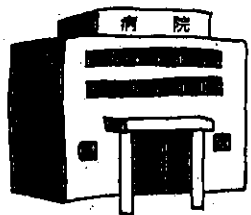
被爆者健康手帳のもつ意味

被爆者が所持している被爆者健康手帳は、原子爆弾による被爆者であることを示す一種の証明書であるとともに、その人の健康状況を記録しておくためのものですから非常に大切なものです。

被爆者が病気やけがなどで医者にかかりたいとき、この手帳を健康保険の被保険者証とともに、都道府県知事が指定した医療機関等にもっていけば、無料で診察、治療、投薬、入院等がうけられます。

また、手帳の交付を受けてから氏名や居住地が変わったときや、万一手帳を紛失したり、盗難にあったとき、または破れたりしたときは、すぐ都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に届けば、手帳の訂正や再交付を受けることができます。

3年ごとの手帳の更新は、平成11年度を最後に行われなくなりましたが、健康診断記載欄が埋まった場合など、手帳を更新しなければならない理由があるときは、都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に届けば手帳の更新をすることができます。



原爆症認定制度とは

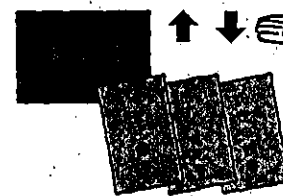
被爆者は、原子爆弾による放射線が原因となって起こった病気やけがについて、医療をうける必要があるときは、あとでのべるように全額国の負担で医療の給付がうけられますが、そのためには、その病気やけがが、原子爆弾の傷害作用によるものであり、現に治療を要する状態にあるという厚生労働大臣の認定（病気やけがが放射線以外の傷害作用によるものである場合には、その人の治癒能力が放射線の影響をうけているということについての認定。以下、「原爆症認定」といいます。）をうけなければなりません。なお、この原爆症認定をうけることは、医療特別手当や特別手当をうけるための条件の1つともなります。

たとえば、原子爆弾の傷害作用による白血病、胃がん、大腸がん、甲状腺がん、乳がん、肺がん、肝臓がん、皮膚がん、卵巣がん、尿路系がん、食道がん、副甲状腺機能亢進症、放射線による白内障、放射線による心筋梗塞、放射線による甲状腺機能低下症、放射線による慢性肝炎・肝硬変等が、この原爆症認定をうけている主な病気やけがとなっています。

なお、どのような病気やけがが原爆症認定されるかについては、審査を行っている原子爆弾被爆者医療分科会が、平成20年3月17日、「新しい審査の方針」（詳細は9ページ参照）をとりまとめ、同年4月から同方針に基づいて審査が行われています。

また、原爆症認定をうけるためには、①被爆者の氏名等 ②居住地 ③被爆者健康手帳の番号 ④原爆症認定をうけようとする病気やけがの名称 ⑤被爆時以降の医療または自覚症状

厚生労働省 都道府県知事(広島市長長崎市長)



(特に被爆時に急性の症状があったときはその概要) ⑥医療をうけようとする指定医療機関等の名称および住所を記載した認定申請書に、医師の意見書および健康診断等による検査成績書を添え、居住地の都道府県知事(広島市、長崎市では市長)を経由して厚生労働大臣に申請することが必要です。

厚生労働大臣は、申請をうけると疾病・障害認定審査会にはかり、その意見を聴いて認定を行い、認定書を都道府県知事(広島市、長崎市では市長)を経由して、申請者に交付します。

なお、原爆症認定された病気やけがが治ったときは認定書を都道府県知事(広島市、長崎市では市長)を経由して、厚生労働大臣に返さなければなりません。

新しい審査の方針

平成20年3月17日
最終改正 平成25年12月16日
疾病・障害認定審査会
原子爆弾被爆者医療分科会

疾病・障害認定審査会運営規程(平成13年2月2日疾病・障害認定審査会決定)第9条の規定に基づき、原爆症認定に関する審査の方針を次のように定める。
特に、被爆者救済及び審査の迅速化の見地から、現在の科学的知見として放射線被曝による健康影響を肯定できる範囲に加え、放射線被曝による健康影響が必ずしも明らかでない範囲を含め、次のように「積極的に認定する範囲」を設定する。

第1 放射線起因性の判断

放射線起因性の要件該当性の判断は、科学的知見を基本としながら、総合的に実施するものである。特に、被爆者救済及び審査の迅速化の見地から、現在の科学的知見として放射線被曝による健康影響を肯定できる範囲に加え、放射線被曝による健康影響が必ずしも明らかでない範囲を含め、次のように「積極的に認定する範囲」を設定する。

1 積極的に認定する範囲

(1) 悪性腫瘍(固形がんなど)、白血病、副甲状腺機能亢進症

①悪性腫瘍(固形がんなど)

②白血病

③副甲状腺機能亢進症

の各疾病については、

ア 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者

イ 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者

ウ 原爆投下より約100時間経過後から、原爆投下より約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者

のいずれかに該当する者から申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を原則的に認定するものとする。

(2) 心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎・肝硬変

①心筋梗塞

②甲状腺機能低下症

③慢性肝炎・肝硬変

の各疾病については、

ア 被爆地点が爆心地より約2.0km以内である者

イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0km以内に入市した者

のいずれかに該当する者から申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定するものとする。

(3) 放射線白内障(加齢性白内障を除く)。

放射線白内障(加齢性白内障を除く)については、

被爆地点が爆心地より約1.5km以内である者

から申請がある場合については、格段に反対すべき事由がない限り、当該申請疾病と被曝した放射線との関係を積極的に認定するものとする。

これらの場合、認定の判断に当たっては、積極的に認定を行うため、申請者から可能な限り客観的な資料を求めるとするが、客観的な資料が無い場合にも、申請書の記載内容の整合性やこれまでの認定例を参考にしつつ判断する。

2 1に該当する場合以外の申請について

1に該当する場合以外の申請についても、申請者に係る被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して、個別にその起因性を総合的に判断するものとする。

第2 要医療性の判断

要医療性については、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断するものとする。

第3 方針の見直し

この方針は、新しい科学的知見の集積等の状況を踏まえ、随時必要な見直しを行うものとする。

健康管理について

被爆者の中には、放射線の影響によって急性や慢性の原子爆弾による後障害ともいべき病状にあって医療をうけなければならない人がいまだに多く、また、今日においても健康と思われる人の中から、発病する人がいるなど、健康上特別な状態にあるので、都道府県知事（広島市、長崎市では市長）は被爆者の健康管理のため、健康診断と健康指導を行っております。

健康診断は、毎年2回、期日および場所（保健所、病院等）を定めて定期的に行われるものと、被爆者の希望によって、年2回を限度としてうけられるものがあり、そのうち1回はがん検診を受診することができます。この希望による健康診断をうけようとするときには、受診の希望日時などをあらかじめ都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に連絡し、健康診断を実施している保健所、病院等で受診することができます。

健康診断は、一般検査・がん検査と精密検査（病院等に入院して検査を受けることもあります。）に分かれており、一般検査は、①視診、問診、聴診、打診および触診による検査 ②CRP検査 ③血球数計算 ④血色素検査 ⑤尿検査（ウロビリノーゲン、糖、たんぱく、潜血反応） ⑥血圧測定 ⑦医師が必要と認めた場合の肝機能検査 ⑧医師が必要と認めた場合のヘモグロビンA1c検査 から成りたっています。

がん検査は、①胃がん検査 ②肺がん検査 ③乳がん検査 ④子宮がん検査 ⑤多発性骨髄腫検査 ⑥大腸がん検査 となっております。また、精密検査は一般検査・がん検査の結果にもとづいて、さらに精密な検査を必要とする人について行います。

なお、精密検査をできるだけ受けやすいように、その人の居住地から最寄りの精密検査を実施している医療機関等との間の往復交通費について、検査を受けるつど交通手当が支給されます。

また、一般検査・がん検査をうけ、往復の交通費が400円以上があったときにも同様に交通手当が支給されることになっております。



医療の給付とは

医療の給付とは、病気やけがが治るまで、国の負担で医療を受けることができる制度をいいます。そして原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律にもとづき行われる医療の給付には、

- (1) 認定疾病に対する医療の給付
 - (2) 一般疾病に対する医療の給付
- の2つの制度があります。

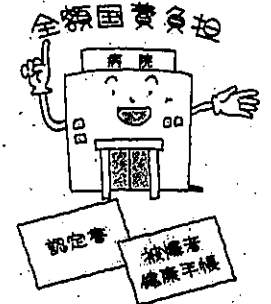
医療の給付の範囲は、通院や入院して病気やけがの治療を受けたり、必要な処置をしてもらうことのほかに、次のようなこともふくまれます。

- (1) 治療上使用するコルセット、義手、義足等について、その購入に要した費用
- (2) 入院または転院治療が必要となったとき、歩くことができない、または人を雇って担架で運ばれたようなときは、乗物の運賃、人件費
- (3) 訪問看護事業者・老人訪問看護事業者から訪問看護を受けたときは、その基本利用料
- (4) 入院時の食事療養費

認定疾病に対する医療の給付

原爆症認定を受けた人は、その認定を受けた病気やけがについて、厚生労働大臣の指定した医療機関等で、全額国費をもって医療を受けることができます。

なお、この場合には、認定書と被爆者健康手帳をもって行かなければなりません。



一般疾病に対する医療の給付

被爆者は、原子爆弾による放射線を浴びたために、その影響で、①病気やけがにかりやすいこと ②病気やけがをしたとき、その病気やけがが治りにくいこと ③病気やけがをしたことによって認定疾病を誘発するおそれがあること 等から、一般疾病医療の給付の制度が設けられています。

この制度によって被爆者がいわゆる認定疾病以外の一般の病気やけがをして医者にかかる場合、都道府県知事が指定した医療機関等に行けば健康保険等の患者負担分を負担しないで、医療を受けることができます。たとえば、医療保険により医者にかかった場合、通常は医療費および入院時の食事に関する費用の一部を自分が負担しなければなりません。これが被爆者であれば、国が代わって支払ってくれます。

なお、75歳以上等で高齢者の医療の確保に関する法律（高齢者医療確保法）の医療を受ける被爆者が、都道府県知事が指定した医療機関等の窓口で被保険者証と被爆者健康手帳を呈示して医療を受けた場合は、高齢者医療確保法の一部負担金を、また、入院時の食事の一部負担についても国が代わって支払ってくれます。

被爆者健康手帳を呈示しないで、または都道府県知事が指定した医療機関等以外で医療を受けた場合は、一部負担金を自分で支払うこととなりますが、あとで都道府県知事に請求すれば払いもどしを受けることができます。

請求のしかたは、医療機関等に支払ったときの領収書と医療の内容を記載した書類を申請書に添え居住地の都道府県知事（広島市、長崎市では市長を経由して）に申請書を提出することとなります。

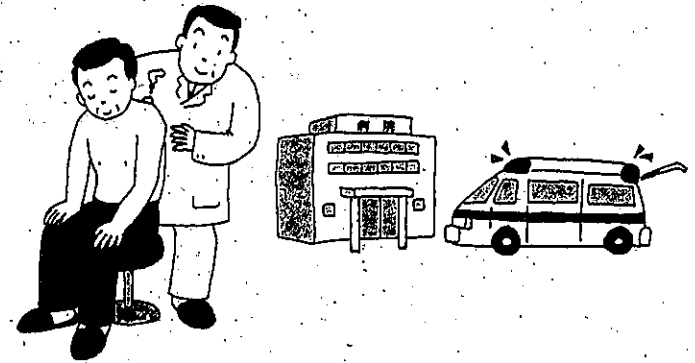
また、被爆者が、感染症法、精神保健福祉法などの法律によって、国または都道府県で医療の一部を給付されているときも、自己負担分を国が代わって支払ってくれます。この一般疾病医療の給付を受けようとするときは、被爆者健康手帳と被保険者証をもって行かなければなりません。

本人が医者にかかった費用を支払った場合の取扱い

被爆者が認定疾病や一般疾病について医療を受ける場合には、認定書や被爆者健康手帳を、指定を受けている医療機関等へ持参してみてもらうのが原則ですが、場合によってはそうでないこともあります。たとえば、

- (1) けがや急病で緊急を要するので、または、付近に指定を受けている医療機関等が見当たらないので、やむを得ず指定を受けていない医療機関等へかつぎこまれたようなとき
- (2) 緊急を要するなどやむを得ない理由で、認定書または被爆者健康手帳をもち合わせていなかったとき
- (3) 指定を受けている医療機関等で医師の承認を受けて医師以外の者から特定の施術、たとえば、はり、灸、マッサージ等をうけたようなときは、一時本人が費用を支払い、あとでかかった経費を請求すれば、払いもどしを受けることができます。

請求のしかたは、医療機関等に支払ったときの領収書と医療の内容を記載した書類を申請書に添え（14ページ参照）、居住地の都道府県知事（広島市、長崎市では市長を経由して）に認定疾病医療費または一般疾病医療費の支給を申請してください。この場合、必ずしも医療機関等に支払った額が、全額払いもどされるのではなく、医療の内容を審査して、払いもどされます。



請求に必要な添付書類一覧表

区分		添付書類
指定医療機関等以外での受療	医科 入院	領収書 診療（調剤）報酬明細書
	入院外	
	歯科	領収書、訪問看護療養費明細書
	調剤	
訪問看護	領収書、訪問看護療養費明細書	
現物給付の対象とはならないもの	看護	保険者の支給決定通知書 原爆医療単独で支給される人にとっては看護承認申請書 領収書（内訳を記載または添付したもの）
	治療用器具	医師の診断書および装着証明書、または保険者の支給決定通知書 領収書
	柔道整復	施術明細書 領収書
	あん摩・マッサージ・指圧はり・きゅう	医師の同意書または保険者の支給決定通知書 領収書 施術明細書
	移送	移送を必要とする旨の医師の証明書または保険者の支給決定通知書（移送方法、領収内訳等を記載または添付）

一般疾病に対する医療の給付をうけることのできない場合

被爆者が

- ①自分の故意の犯罪行為によって病気やけがをしたとき
- ②故意または重大な過失により病気やけがをしたとき
- ③けんかまたは泥酔など自分の不行跡によって病気やけがをしたとき
- ④医師の療養についての指示に理由なく従わなかったとき

には、一般疾病医療の全部または一部の給付をうけることができません。

また、このほか、

- ①遺伝性の病気
- ②先天性の病気
- ③被爆以前にかかった精神病
- ④かるいむし歯

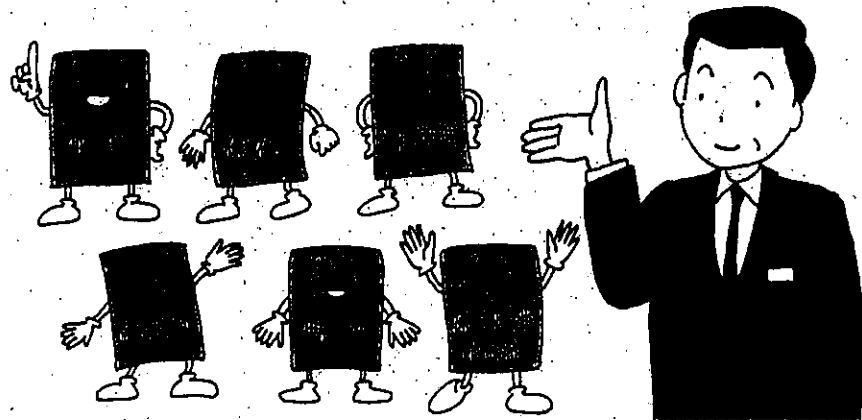
は、原子爆弾の放射線との関連がないので、一般疾病医療の給付をうけることはできません。

なお、原爆症認定をうけている病気やけがについては、認定疾病に対する医療の給付が行われておりますので、一般疾病医療の給付からは除外されております。



各種手当とは

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律にもとづき支給される手当としては、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当の6つの手当と葬祭料があります。これらの手当は、いずれも被爆者のなかには、原子爆弾の傷害作用のため生活能力が劣っていたり、原爆に起因する病気やけがのために特別の出費を必要とする人が多いこと等にもとづくものです。それぞれの手当を簡単に説明すると次ページの表のとおりです。



手当の種類と支給要件

手当の種類	支給要件
医療特別手当 月額 138,380円	原子爆弾の放射線が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人
特別手当 月額 51,100円	原子爆弾の放射線が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人
原子爆弾小頭症手当 月額 47,630円	原子爆弾の放射線が原因で小頭症の状態にある人
健康管理手当 月額 34,030円	循環器機能障害、運動器機能障害、脳血管障害、造血機能障害、肝臓機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人
保健手当 ①月額 17,070円 ②月額 34,030円	① 2km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人 ② ①下記以外の人 ② 身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者
介護手当 重度 月額 104,570円以内 中度 月額 69,710円以内	精神上または身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級および2級の一部程度、中度：身障手帳2級の一部および3級程度)
家族介護手当 月額 21,720円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話を受けている場合 (身障手帳1級および2級の一部程度)
葬祭料 206,000円	被爆者が死亡した場合、葬祭を行う人に支給

医療特別手当

(1) 手当を支給される人

医療特別手当は、原爆症認定（7ページ参照）をうけた被爆者であって、現在、その認定をうけたけがや病気の状態が続いている人に支給されます。

(2) 手当の額

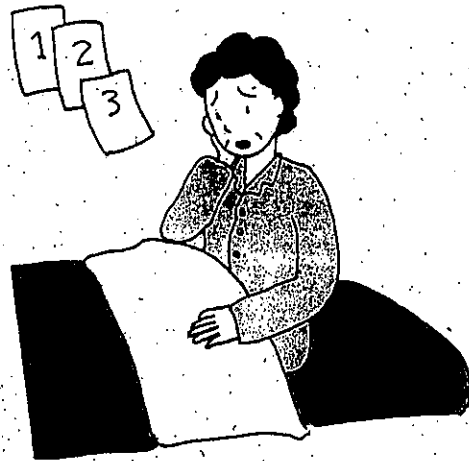
支給される手当の額は、毎月138,380円です。

(3) 手当をうけるための手続

手当をうけるためには、申請書に、原爆症認定をうけたけがや病気についての厚生労働大臣が指定した医療機関等の医師の診断書を添えて都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に提出してください。提出した申請書によって、手当支給の認定をされると医療特別手当証書が送られ、手当は、申請した月の翌月から毎月支給されます。

(4) 手当をうけている人の届出

手当をうけている人は、3年目ごとの5月には診断書を添えて原爆症認定をうけたけがや病気についての届けを提出しなければなりません。このほか、氏名、居住地を変更したとき、原爆症認定をうけたけがや病気が治ったときは、そのつど都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に届け出なければなりません。原爆症認定をうけたけがや病気が治ったときは、医療特別手当証書を都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に返還しなければなりません。



特別手当

(1) 手当を支給される人

特別手当は、原爆症認定（7ページ参照）をうけた被爆者であって、その認定をうけたけがや病気が治った人に支給されます。ただし、医療特別手当の支給をうける人には特別手当は支給されません。

(2) 手当の額

支給される手当の額は、毎月51,100円です。

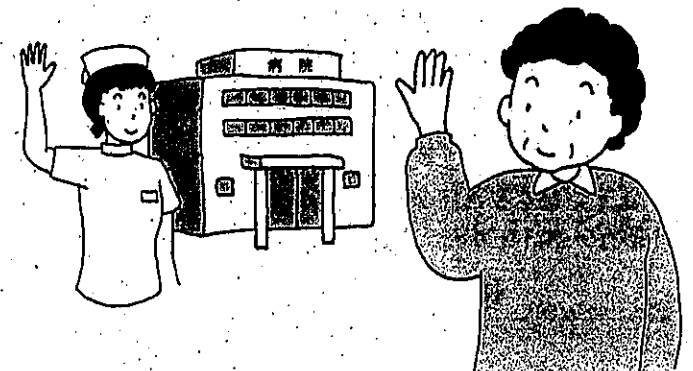
(3) 手当をうけるための手続

手当をうけるためには、申請書を都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に提出してください。

提出した申請書によって、手当支給の認定をされると特別手当証書が送られ、手当は、申請した月の翌月から毎月支給されます。

(4) 手当をうけている人の届出

手当をうけている人は、氏名、居住地を変更したときは、そのつど都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に届け出なければなりません。



原子爆弾小頭症手当

(1) 手当を支給される人

原子爆弾小頭症手当は、原子爆弾の放射線の影響による小頭症の患者に支給されます。

(2) 手当の額

支給される手当の額は、毎月47,630円です。

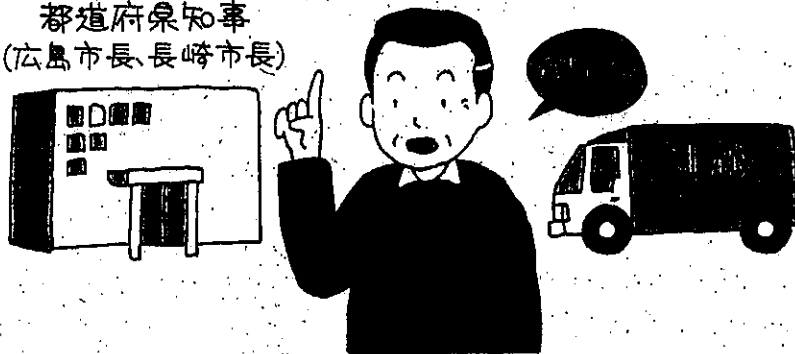
(3) 手当をうけるための手続

手当をうけるためには、申請書に、原子爆弾の放射線の影響による小頭症についての厚生労働大臣が指定した医療機関等の医師の診断書を添えて都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に提出してください。提出した申請書によって、手当支給の認定をされると原子爆弾小頭症手当証書が送られ、手当は、申請した月の翌月から毎月支給されます。

(4) 手当をうけている人の届出

手当をうけている人は、氏名、居住地を変更したときは、そのつど都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に届け出なければなりません。

都道府県知事
(広島市長、長崎市長)



健康管理手当

(1) 手当を支給される人

健康管理手当は、被爆者のうち、次の障害を伴う病気（原子爆弾の放射線の影響によるものでないことが明らかなものを除きます。）にかかっている人に支給されます。

- ① 造血機能障害を伴う疾病（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血がその主なものです。）
- ② 肝臓機能障害を伴う疾病（肝硬変がその主なものです。）
- ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病（悪性新生物がその主なものです。）
- ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病（糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症がその主なものです。）
- ⑤ 脳血管障害を伴う疾病（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞がその主なものです。）
- ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患がその主なものです。）
- ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病（ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎がその主なものです。）
- ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障のことです。）
- ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症がその主なものです。）
- ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病（変形性関節症、変形性脊椎症がその主なものです。）
- ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（胃潰瘍、十二指腸潰瘍がその主なものです。）

ただし、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当または保健手当をうけている人は、健康管理手当との併給はできません。

(2) 手当の額

支給される手当の額は、毎月34,030円です。

(3) 手当をうけるための手続

手当をうけるためには、申請書に障害を伴う病気についての都道府県知事が指定した医療機関等の医師の診断書を添えて都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に提出してください。

提出した申請書によって、手当支給の認定をされると健康管理手当証書が送られ、手当は、申請した月の翌月から毎月支給されます。

手当をうけられる期間は、申請した病気の状態により都道府県知事（広島市、長崎市では市長）が決めます。（期間が満了する場合も病気が続いている場合は、あらためて申請をして認定されると手当をうけることができます。なお、無期限とされる場合は更新の手続は必要がありません。）

(4) 手当をうけている人の届出

手当をうけている人は、氏名、居住地を変更したとき、申請した病気が治ったときは、そのつど都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に届け出なければなりません。申請した病気が治ったときは、健康管理手当証書を都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に返還しなければなりません。



保健手当

(1) 手当を支給される人

保健手当は、原爆投下の際、爆心地から2キロメートルの地域内で直接被爆した人と、その当時その人の胎児であった人に支給されます。

ただし、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当または健康管理手当の支給をうけている人には、保健手当は支給されません。

(2) 手当の額

支給される手当の額は、毎月17,070円ですが、①原子爆弾の傷害作用の影響による身体上の障害（35ページ参照。原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなものを除きます。）のある人 ②70歳以上の人で、配偶者、子、孫のいないひとり暮らしの人には、毎月34,030円が支給されます。

(3) 手当をうけるための手続

手当の支給をうけるためには、申請書に爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した事実を認めることができる書類（この書類がない場合には、その事実についての本人の申立書）を添えて都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に提出してください。

ただし、この書類のほか、身体上の障害があることで月額34,030円の保健手当をうけようとする人は、身体上の障害についての都道府県知事が指定した医療機関等の医師または歯科医師の診断書を、70歳以上の人で、配偶者、子、孫がなくてひとり暮らしである人は、戸籍謄本等によりひとり暮らしであることを明らかにする書類を添えなければなりません。

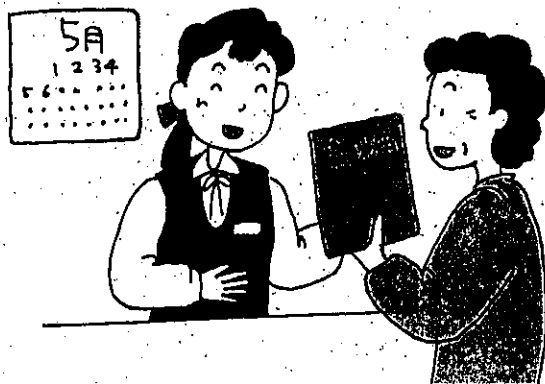
提出した申請書によって、手当支給の認定をされると保健手当証書が送られ、手当は、申請した月の翌月から毎月支給されます。

なお、保健手当をうけていた人で、健康管理手当をうけることとなって、保健手当が支給されなくなった人について、その後、健康管理手当の対象となっていた病気が治り、健康管理手当の支給が終了したときは、保健手当の支給を再開させることができますが、そのためには、再度、保健手当の申請の手続が必要です。

(4) 手当をうけている人の届出

月額34,030円の手当をうけている人は、毎年5月には身体上の障害についての診断書（身体上の障害が固定している人は不要です。）、または、ひとり暮らしであることを明らかにする書類を添えて現況届を提出しなければなりません。

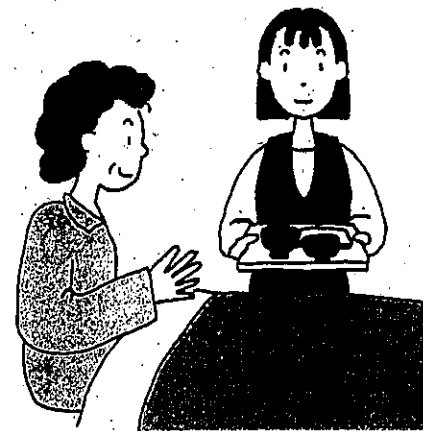
このほか氏名、居住地を変更したとき、月額34,030円の手当をうけられる条件に該当しなくなったときは、そのつど都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に届け出なければなりません。手当をうけられる条件に該当しなくなったときは、保健手当証書を都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に返還しなければなりません。



介護手当

(1) 手当を支給される人

介護手当は、被爆者が原子爆弾の傷害作用の影響による精神上または身体上の障害（身体障害者手帳の1級から3級に該当する程度の障害（36ページ参照。ただし、原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなるものを除きます。）により、費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇ったときに支給されます。この場合、平成12年4月からはじまった介護保険のサービスのうちホームヘルパーが訪問する訪問介護や介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護サービスについても同様に介護手当の対象となります。ただし、重度障害（身体障害者手帳の1級と2級の一部に該当する程度の障害（36ページ参照。ただし、原子爆弾の傷害作用によるものでないものを除きます。）を有する人については、費用を支出して人を雇っていても手当が支給されません。



(2) 手当の額

支給される手当の額は、毎月次の額です。

- ①費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇ったときは、その月において支出した費用の額（その額が69,710円をこえるときは69,710円。ただし、重度障害を有する人の場合、その額が104,570円をこえるときは104,570円）、
- ②重度障害を有する人が費用を支出せずに身のまわりの世話をしてもらったとき（および費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇って支払った額が月額21,720円に満たないとき）は月額21,720円。

(3) 手当をうけるための手続

手当の支給をうけるためには、申請書に次の書類を添えて、介護をうけた各月につき都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に提出してください。ただし、重度障害を有する人で、費用を支出せずに長期的に同じ人に身のまわりの世話をうけている人は、介護手当継続支給申請書をあわせて提出することによって、月額21,720円の手当を毎月うけることができます。

- ① 手当をうけようとする人の障害についての都道府県知事が指定した医療機関等の医師または歯科医師の診断書
- ② 費用を支出して身のまわりの世話をうけた日数と支出した費用の額を証明する書類（領収書等）〔重度障害を有する人が費用を支出しないで身のまわりの世話をうけて手当の支給申請をする場合には、この書類のかわりに、その世話をした人の、世話をした旨の申立書〕

提出した申請書によって、手当の支給が決定されると介護手当が支給されます。

(4) 手当をうけている人の届出

手当をうけている人は、氏名、居住地または申請書の記載事項に変更があったとき（重度障害に該当しなくなったとき、月の間中、身のまわりの世話をしてもらわなかったとき）は、そのつど都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に届け出なければなりません。

葬祭料

(1) 葬祭料を支給される人とその額

被爆者が死亡したときは、葬祭を行う人に対して206,000円の葬祭料が支給されます。ただし、たとえば、交通事故または天災などのようにその死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によらないことが明らかなきは支給されません。

(2) 葬祭料をうけるための手続

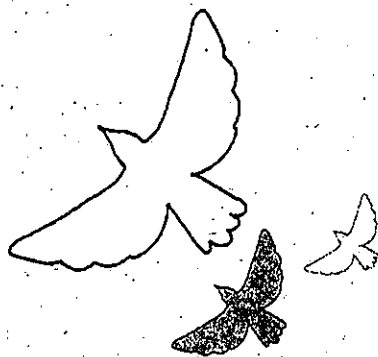
葬祭料の支給をうけるためには、申請書に次の書類を添えて都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に提出してください。

・死亡診断書または死体検案書

提出した申請書によって支給が決定されると、葬祭料が支給されます。

以上のほか被爆者がうけられる制度

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、原爆症認定をうけている人は、所得税や地方税の計算上、特別障害者等としてとり扱われ、そのため控除がうけられます。



介護保険と被爆者

介護保険は、介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。

介護保険の対象となるサービスは、ホームヘルパーの訪問などの在宅サービスや、介護老人保健施設などの施設サービスなどさまざまなものがあります。介護保険によりサービスをうけた場合は、原則としてかかった費用の1割が自己負担となります。また、施設に入った場合は費用の1割のほかに、食費も自己負担となります。(一定以上所得者は2割。)

(1) 被爆者は、介護保険のサービスのうち医療系のサービス(次ページの表①に掲げるサービス)については、自己負担分を国が代わって支払ってくれます。この場合は、一般疾病医療の給付と同様に、介護老人保健施設や、指定居宅サービス事業者等に対して、被爆者健康手帳を呈示する必要があります。

被爆者健康手帳を呈示しなかったり、または都道府県知事が指定した事業者以外でサービスをうけた場合は、自己負担分を自分で支払うこととなりますが、あとで都道府県知事に請求すれば払いもどしをうけることができるのは一般疾病医療の給付と同じです。

この場合の請求のしかたは、事業者が発行する領収書、介護給付明細書、サービス利用票などの、サービスの内容と支払った額がわかる書類を申請書に添え、居住地の都道府県知事(広島市、長崎市では市長を経由して)に申請してください。

(2) 介護保険サービスのうち福祉系のサービス(次ページの表②に掲げるサービス)については、都道府県(広島市、長崎市)に登録している指定介護老人福祉施設などでサービスをうけた場合、その自己負担分を助成する制度を設けている都道府県(広島市、長崎市)があります。また、利用にあたって申請などが必要な都道府県(広島市、長崎市)もありますので、くわしくは各都道府県(広島市・長崎市では市)の窓口(38ページ)におたずねください。

- (3) ホームヘルパーが訪問する訪問介護、介護予防訪問介護サービスについては、その自己負担分について介護手当が支給される場合もあります。くわしくは、介護手当の項（25ページ）をごらんください。

支給の対象となる介護保険サービス

①医療系サービス

・訪問看護
・訪問リハビリテーション
・居宅療養管理指導
・通所リハビリテーション（デイケア）
・短期入所療養介護
・介護保健施設サービス（介護老人保健施設に入所：1割自己負担）
・介護療養施設サービス（指定介護療養型医療施設に入所：1割自己負担）
・介護予防訪問看護
・介護予防訪問リハビリテーション
・介護予防居宅療養管理
・介護予防通所リハビリテーション
・介護予防短期入所療養介護

②福祉系サービス

・訪問介護（ホームヘルプサービス）〈所得制限があります〉
・短期入所生活介護
・通所介護（デイサービス）
・認知症対応型通所介護
・小規模多機能型居宅介護
・指定介護福祉施設サービス（指定介護老人福祉施設に入所：1割自己負担）
・指定地域密着型介護老人福祉施設サービス（指定地域密着型介護老人福祉施設に入所：1割自己負担）
・介護予防訪問介護〈所得制限があります〉
・介護予防短期入所生活介護
・介護予防通所介護
・介護予防認知症対応型通所介護
・介護予防小規模多機能型居宅介護
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・複合型サービス

- ・第1号訪問事業（サービスコードA1及びA2に限る）
- ・第2号通所事業（サービスコードA5及びA6に限る）

健康診断の特例措置

被爆者となっていない人であっても、健康診断については被爆者と同様の措置をうけられる制度があります。

この制度は、第一種健康診断受診者証および第二種健康診断受診者証を居住地の都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に申請して交付をうけた人が対象となります。

この2種類の制度は、原子爆弾が投下された際にあつた区域によってどちらに該当するかが決まりますので、申請に当たっては居住地の都道府県（広島市、長崎市では市）の窓口によく相談してください。

1 第一種健康診断受診者証の交付をうけることができる人（広島市または長崎市に原子爆弾が投下された際、次の区域内にあつた人と、その当時その人の胎児であつた人）

- ①広島県山県郡安野村のうち、島木および段原 ②広島県佐伯郡水内村のうち、津伏、小原、井手ヶ原、矢流、草谷、古持、森、下井谷、門出口、木藤および恵下 ③広島県佐伯郡河内村のうち、魚切、中郷、下城、上小深川および下小深川 ④広島県佐伯郡石内村 ⑤広島県佐伯郡八幡村のうち、利松、口和田および高井 ⑥広島県安佐郡久地村のうち、宇賀、高山、本郷下、本郷中、三国、魚切、本郷上、小野原中、名原、小野原上、境原および幸ノ神 ⑦広島県安佐郡日浦村のうち、毛木二 ⑧広島県安佐郡戸山村 ⑨広島県安佐郡安村のうち、長楽寺および高取 ⑩広島県安佐郡伴村 ⑪長崎県西彼杵郡福田村のうち、柿泊郷、中浦郷、手熊郷および上浦郷 ⑫長崎県西彼杵郡式見村のうち、向郷、木場郷および牧野郷 ⑬長崎県西彼杵郡三重村のうち、詰ノ内、白髪および遠木場 ⑭長崎県西彼杵郡時津村 ⑮長崎県西彼杵郡長与村（高田郷と吉無田郷は被爆地域に指定されているので除く。） ⑯長崎県西彼杵郡矢上村のうち、現川名、田川内、薩摩城、中尾および矢筈 ⑰長崎県西彼杵郡日見村のうち、河内名 ⑱長崎県西彼杵郡茂木町のうち、田手原名、木場名および田上名

なお、第一種健康診断受診者証の交付をうけた人が、健康診断の結果、健

健康管理手当の対象となる11の障害があると診断された場合は、被爆者健康手帳の交付をうけることができます。

2 第二種健康診断受診者証の交付をうけることができる人（長崎市に原子爆弾が投下された際、次の区域内（原子爆弾が投下された際、爆心地から12kmの区域内に限ります。）にあった人と、その当時その人の胎児であった人）

①長崎県西彼杵郡深堀村 ②長崎県西彼杵郡香焼村 ③長崎県西彼杵郡伊王島村 ④長崎県西彼杵郡式見村（向郷、木場郷及び牧野郷を除く。） ⑤長崎県西彼杵郡三重村（詰ノ内、白髪および遠木場を除く。） ⑥長崎県西彼杵郡村松村 ⑦長崎県西彼杵郡伊木力村 ⑧長崎県西彼杵郡大草村 ⑨長崎県西彼杵郡喜々津村 ⑩長崎県西彼杵郡矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾および矢筈を除く。） ⑪長崎県西彼杵郡日見村（河内名を除く。） ⑫長崎県西彼杵郡茂木町（田手原名、木場名および田上名を除く。） ⑬長崎県北高来郡古賀村 ⑭長崎県北高来郡戸石村 ⑮長崎県北高来郡田結村

この制度は、原爆の放射線による健康被害は認められないが、被爆体験による精神的要因にもとづく健康影響が認められる人に対して、健康診断を行うというものです。ただし、放射線の直接的な健康被害が認められないことから、精密検査やがん検査はうけられませんが、一般検査について年1回受診でき、交通手当も支給されます。なお、この健康診断をうけるときは、第二種健康診断受診者証をもっていかなければなりません。

なお、第二種健康診断受診者証の交付を受けた人で、現在長崎県の区域内に居住し、希望する人には、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患とこれに合併する身体化症状・心身症について、医療費を助成する制度があります。ただし、これらの疾患・症状について、健康教育の受講、医療を要するとの精神科医師の判断などを経て、長崎県または長崎市から被爆体験者精神医療受給者証の交付をうけることが必要です。くわしくは、長崎県または長崎市の窓口にご相談してください。



在外被爆者について

在外被爆者とは、日本国内に居住地および現在地を有しない人で、被爆者健康手帳を所持している人をいいます。また、在外被爆者に関する制度については以下のような内容となります。

1 被爆者健康手帳等の申請に関すること

被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証および第二種健康診断受診者証（以下「手帳等」といいます。）の申請は、お住まいの地域の日本国政府の大使館または領事館（台湾においては、財団法人交流協会とします。以下「領事館等」といいます。）を通じて、当時被爆した場所を管轄する広島県知事、長崎県知事、広島市長または長崎市長に行うこととなります。

また、過去に交付されている手帳等は有効とされています。（被爆者健康手帳については平成20年12月15日から、第一種および第二種健康診断受診者証については平成22年4月1日から渡日しなくても申請ができるようになりました。）

2 手当・葬祭料に関すること

(1) 対象となる手当等

国外にお住まいの人に支給される手当は、健康管理手当、保健手当、医療特別手当、特別手当および原子爆弾小頭症手当の5つとなります。また、国外で亡くなられた人についても葬祭料が支給の対象となります。

(2) 手当・葬祭料の額

支給される手当や葬祭料の額は、前項の各手当や葬祭料の額で、お住まいの国等へ送金し支給をします。

(3) 手当・葬祭料をうけるための手続

申請は、領事館等を通じて、都道府県知事（広島市、長崎市では市長）に行うこととなります。

3 原爆症認定に関すること

原爆症認定の申請は、領事館等を通じて、厚生労働大臣に行うこととな

ります。(平成22年4月1日から渡日しなくても原爆症認定の申請ができるようになりました。)

4 在外被爆者支援事業について

渡日して手帳等を取得するための交通費等を支給する事業や、医療費等を助成する事業がありますので、くわしくは、各都道府県(広島市、長崎市)の担当窓口(38ページ)におたずねください。

【事業例】

① 治療のための渡日支援

渡日して治療を受けることを希望する人が、日本国内での治療が必要であると認められた場合、渡日に必要な交通費、宿泊費等を支給します。

② 医療費等に対する助成

日本国内に居住地および現在地を有しない人で手帳等の交付を受けている人が、お住まいの国で医療機関にかかったときの医療費等に対して一定の上限額の範囲内で助成を行います。

③ 健康相談等

手帳等の交付を受けている人に対して、日本から専門医等を派遣し健康相談等を行います。

④ 医師等の研修受入、派遣

在外被爆者がお住まいの国の医師等を日本に受け入れ、または日本の専門家を外国へ派遣して、医師等に被爆者医療に関する研修を行います。



参 考

- 1 保健手当が増額される身体上の障害の程度とは次のものをいいます。
 - (1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 - (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
 - (3) 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
 - (4) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能を喪失したもの
 - (5) 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
 - (6) 両上肢のおや指およびひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
 - (7) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (8) 一上肢のすべての指を欠くもの
 - (9) 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
 - (10) 両下肢をショパー関節(足の甲と土ふまずの中央を結ぶ関節)以上で欠くもの
 - (11) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (12) 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
 - (13) 一下肢の機能を全廃したもの
 - (14) 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、または家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - (16) 身体の機能の障害または病状が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
 - (17) 頭部、顔面等に日常生活を営むのに著しい制限を受ける程度の醜状を残すもの

〈備考〉 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2 介護手当が支給される精神上または身体上に障害がある人の障害の程度とは、次のものをいいます。

- (1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
- (3) 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- (4) 音声機能、言語機能またはそしゃく機能を喪失したもの
- (5) 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
- (6) 両上肢のおや指およびひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (8) 一上肢のすべての指を欠くもの
- (9) 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- (10) 両下肢をショパー関節（足の甲と土ふまずの中央を結ぶ関節）以上で欠くもの
- (11) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (12) 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- (13) 一下肢の機能を全廃したもの
- (14) 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限をうけるか、または家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの
- (17) 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
〈備考〉 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

3 費用を支出せずに身のまわりの世話をうけている場合にも介護手当が支給される重度の精神上または身体上の障害がある人の障害の程度とは、次のものをいいます。

- (1) 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- (2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の

もの

- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両下肢の用を全く廃したもの
- (6) 両大腿を2分の1以上失ったもの
- (7) 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (9) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの
- (10) 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
〈備考〉 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。